

- と。
b) 当該一の締約国を旗国とすること。

(注) 豪州の排他的経済水域で操業する工船又は船舶については特別の規定有。

- (g) 公海から国際法に基づき締約国の船舶により得られる水産物その他の海洋生物
(h) 締約国の工船の船上において、(f) 又は (g) に規定する製品のみから加工され、又は製造される製品
(i) 生産又は消費から生ずる廃品又はくず、収集される使用済みの製品であって、処分、原材料の回収又は再利用にのみ適するもの
(j) 上記の製品・派生物のみから得られ、生産される製品

【解説】

本条は何か「完全生産品」かについて具体的に定義している。締約国の船舶及び工船の定義等EPA毎に詳細は異なるものの、その多くは他のEPAと概ね共通したものとなっている。

注目される点として、締約国の「船舶・工船」の要件を、TPPと同様、締約国での登録（TPPでは登録・名簿に掲載・記録）及び締約国を旗国のみとし、日EU・EPA、日ASEAN・EPAを含むASEAN加盟国とのEPA等で採用された所有者及び船員等の国籍要件は採用されていないこと、養殖が完全生産品の定義に含められたこと（これまではTPP、日EU・EPAのみ）が挙げられる。

「廃品及びくず」の定義については、TPPを含む他のEPA同様、「生産から生ずる廃品又はくず」と「収集される使用済みの製品から生ずる廃品又はくずであって、原材料の回収のみに適するもの」の2つを規定しており、ASEAN加盟国との二国間のEPAで採用されている「回復・修理不可能な製品から回収される部品・原材料」は採用されていない。なお、この回収される部品・原材料の扱いに関し、TPPでは第3.4条（再製造品の生産に使用される回収された材料の取扱い）に規定³がある。

第3.4条 累積

【概要】

第1項で、第3.2条の「原産品」の基準を満たした締約国の原産品を他の締約国における製品の生産に使用する場合に、当該原産品を当該他の締約国の原産材料とみなすこと（モノの累積）を規定している。

第2項で、第1項のモノの累積の適用を生産行為及び付加価値に拡張することを、全ての署名国における本協定発効後に締約国が検討し、別に合意する場合を除いて5年以内に見直しを終了することが規定されている。

【解説】

RCEPではモノの累積のみが規定された。日ASEAN・EPAなど多くのEPAで採用されず、TPP、日EU・EPA等で採用されている生産行為の累積について、将来の導入への検討規定が入ったことが注目される。

なお、ASEAN加盟国との二国間のEPAをみると、シンガポールとのEPAでは生産行為の累積が採用され、また、マレーシア、フィリピン、インドネシア、ブルネイとのEPAでは、付加価値基準の適用に限って相手国の原産部分（生産行為及び付加価値）の算入を認める規定が採用されている。

第3.5条 域内原産割合の算定

【概要】

第1項で、品目別規則に定める製品の域内原産割合の計算式及びその用語を次のとおり規定している。

(a) 間接方式又は控除方式

$$RVC = \frac{(FOB - VNM)}{FOB} \times 100$$

(b) 直接方式又は積上げ方式

$$RVC = \frac{(VOM + \text{直接労務費} + \text{直接経費} + \text{利益} + \text{他の費用})}{FOB} \times 100$$

「RVC」：百分率で表示される製品の域内原産割合
「FOB」：第3.1条（定義）(e) に定義するFOB価

額

「VOM」：製品の生産において使用される原産品である材料、部品又は生産物の価額

「VNM」：製品の生産において使用される非原産材料の価額

「直接労務費」：賃金、報酬その他の被用者給付を含むもの

「直接経費」：経費の総額

第2項で、「製品の価額」は、1994年のガット第7条の規定及び関税評価協定の規定に必要な変更を加えたものにより算定し、全ての費用は、製品が生産される締約国において適用される一般的に認められている会計原則に従って記録され、かつ、その記録が保管される、

第3項で、「非原産材料の価額」は、輸入される材料についてはCIF価額、締約国において得られる材料については、確認可能な最初に支払われた又は支払われるべき価額、

第4項で、原産地不明の材料は、非原産材料として取り扱う、

第5項で、非原産材料又は原産地不明の材料の価額から控除する費用として、当該費用についての証拠がある場合は、(a)生産者へ当該材料を輸送するための費用、(b)当該材料に対する関税、内国税及び通関手数料（免除、払戻し、回収されるものを除く。）、(c)無駄になった及び使い損じた部分の材料の費用（再生可能なくず又は副産物の価額は除く。）、

と規定している。

【解説】

付加価値基準の計算式として、日スイスEPAを除き全てのEPAで使用され、基本形とも言える控除方式が採用されている。また、ASEAN物品貿易協定（ATIGA）で直接方式として採用されている計算式が、積上げ方式として採用されている。これは、日印EPA及び日蒙EPAで積上げ方式として採用された計算式の分子に「他の費用」が追加されたものであるが、ASEAN物品貿易協定において「他の費用」の定義は見当たらない。RCEPにお

いても「他の費用」が定義されていないため、具体的に何が含まれるのか明らかでない。

控除方式の分母である製品の価額はFOB価額を、分子の非原産材料についてはCIF価額を原則⁴としている。また、それらの価額は関税評価協定に基づくとしており、このことは、日EU・EPAが製品の価額（FOB価額）について、売手への支払い価額がない又はそれが生産に要した全ての費用を反映していない場合に生産及び輸出港への輸送に使用された全ての材料の価額及び要した全ての費用とすると規定している以外は、他のEPAと同じである。

第3項の「非原産材料の価額」の扱い、第5項の「非原産材料又は原産地不明の材料の価額」の調整規定はTPPと同様であるが、TPPで規定された「原産材料」の調整規定は見当たらない。

第4項は、TPP同様、原産地不明の材料は非原産材料として取り扱うことを明確化する規定であり、日EU・EPAにおいても「非原産材料」の定義として「～（原産品としても資格を決定できない材料を含む。）～」といった同様な規定（他に日印EPA）があるが、その他のEPAには見られない。

第3.6条 軽微な工程及び加工

【概要】

本条で、第3.2条（原産品）の規定にかかわらず、非原産材料に対して行われた次の軽微な工程及び加工は、産品に「原産品」の資格を与えるための十分な作業又は加工とみなさないと規定している。

- (a) 輸送又は保管のために産品を良好な状態に保つことを確保する保存のための工程
(b) 輸送又は販売のために産品を包装し、又は提示する工程
(c) ふるい分け、選別、分類、研ぐこと、切断、切開、破碎、曲げること、巻くこと又はほごくことから成る単純な処理（注）

（注）この条の規定の適用上、「単純な」として規定される活動とは、専門的な技能又は特別に生産され、若しくは設置された機械、器具若しくは設備

3 TPP第3.4条1. TPP領域で取得される回収された材料が、再製造品の生産に使用され、及び再製造品に組み込まれる場合には、原産品として取り扱われる。「再製造品」及び「回収された材料」の詳細については、第1.3条に定義されている。

4 輸入した材料についてはCIF価額を、締約国内で調達した材料については確認可能な最初の価額とされ、輸入時まで遡って確認可能であればCIF価額となる。